

## 2027 コードとISの更新プロセス

### 第2稿主な変更点の概要

## インテリジェンスと捜査の国際基準

### エグゼクティブ・サマリー

[利害関係者協議段階において](#)提供された利害関係者のコメントを慎重に検討・考慮し、また、[第2次起草段階における](#)アンチ・ドーピング・コミュニティとの広範な協議を経て、国際情報調査基準（ISII）起草チームは、現在進行中の2027年コード&IS更新プロセスの一環として、2027年国際情報調査基準（ISII）の第2次起草においてさらなる重要な変更を提案した。

この文書の目的は、2027年版ISIIの第2草案で提案された主な変更点を要約することであり、その主な変更点は、[2027年版第1草案でISIIの提案され、対応する第1草案の「主な変更点の要約」](#)で要約されたものをベースにしている。

2027年版ISIIの第2草案における新たな変更点は、第1草案で示された変更点から派生したもので、それを基礎としたものでもない場合、それに応じて「新規追加」と表示されることに留意されたい。特にこの点に関して、ISII起草チームは、この第2草案に盛り込まれた以下の新たな変更点に利害関係者の注意を喚起したい：

-「機密情報源」および「人的情報源」の定義が削除され、新しい定義に置き換えられた：「機密の人的情報源」。

さらに、ISII起草チームは、第2次草案作成段階における利害関係者のコメント及びアンチ・ドーピング団体との協議の検討から生じた、その他の重要な進展についても言及したい：

-第1草案で提案された、WADAへの秘密情報源の開示を義務付ける第4条2.3の変更は、第2草案からは削除された。

-第5.3.1条における調査開始の閾値は、恣意的あるいは根拠のない疑惑ではなく、健全な理由に基づいて調査が開始されることを保証するために修正された。修正された閾値と合理的な理由の概念を拡大するために、説明的なコメントが追加された。

以下では、2027年版ISIIの第2草案における変更点を、項目ごとに簡潔にまとめる。

### 第3.3条：国際諜報・捜査基準に特有の用語の定義

#### 新規追加

機密情報源（Confidential Source）」および「人的情報源（Human Source）」という定義用語は削除され、「機密人的情報源（Confidential Human Source）」という単一の包括的用语に統合された。この新しい用語は、以前使用されていた2つの定義の主要な要素を組み合わせたものである。新たに定義された用語は、使用される用語の明瞭性を高め、以前使用されていた2つの定義の重複を回避する。

---

### 第3.3条：国際諜報・捜査基準に特有の用語の定義

#### 初稿からの変更点

生情報の定義には、ドーピング・コントロール・フォーム、インタビュー、ビデオなどが追加された。

---

### 第4.1条ISIIの目的

#### 初稿からの変更点

本条本文の文言に若干の変更があったものの、それ以外には実質的な変更はない。

---

### 第4.2.2条生情報及びアンチ・ドーピング・インテリジェンスの収集、保存及び共有

#### 第1稿からの変更点

本条は、アンチ・ドーピング・インテリジェンスの他のドーピング防止機関との共有が安全な方法で行われることを要求するために修正された。また、情報の共有は、関連する国内のデータ保護に関する法令に従って行われることが要求される。

---

### 第4.2.3条機密情報源の開示

#### 初稿からの変更点

利害関係者のコメントの検討及び提案された条文に関するドーピング防止コミュニティとの協議の結果、ISII 起草、ADO が WADA による調査の際にその秘密情報源の身元を WADA に開示するという、第 1 草案で提案された要件を削除することを決定した。

---

### 第4.2.4条情報セキュリティに関する方針と手順

---

### 第1稿からの変更点

この条文には、情報を共有する際に、関連する各国のデータ保護法を尊重することが盛り込まれている。

#### 第4.2.5条 機密情報源に関する方針と手続き

##### 第1稿からの変更点

本条本文の文言に若干の変更があったものの、それ以外には実質的な変更はない。

---

#### 第4.3.2条 生情報及びアンチ・ドーピング・インテリジェンスの使用

##### 第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

---

#### 第5.2条：調査の目的

##### 第1稿からの変更点

第1草案で示された本条への変更案は修正されず、第2草案でも本条の文言にそれ以上の変更は。

---

#### 第5.3.1条 調査の実施

##### 第1稿からの変更点

この条文では、恣意的あるいは根拠のない疑いではなく、健全な理由に基づいて調査が開始されるよう、強制的な調査開始の基準が変更されている。新しい閾値では、違反が発生した可能性があると感じるに足る合理的な理由が要求される。合理的な理由」の概念を説明するため、本条にコメントが追加され、調査開始のために満たすべき閾値が拡大された。

---

#### 第5.3.2条：調査経験

##### 第1稿からの変更点

調査経験の例に関する本条2番目のコメントはされた。調査経験の追加例は、ISIIガイドラインに含まれる可能性がある。

---

#### 第5.3.7条：調査の実施

##### 第1稿からの変更点

本条本文の文言に若干の変更があったものの、それ以外には実質的な変更はない。

---

## 第5.4.2条調査への協力

### 第1稿からの変更点

本条において、調査への協力の要請は、競技者のドーピング防止に関する権利法に基づき競技者に与えられる権利を覆すものではないことが指摘されている。

---

## 第5.5条：調査の結果

### 第1稿からの変更点

居場所情報義務違反及び資格停止又は暫定的資格停止違反を、競技者、競技者 支援要員又はその他の者に対して主張され得る規則違反の例に含めるために、本条の文言に若干の変更が加えられた。

---